

起 案

保存期間	5年	閲覧区分	室/課内
收受日		分類名	森林林業-森林整備-林地開発
起案日	平成23年 3月23日		熱海市伊豆山地区にかかる林地開発行為について
決裁日	平成 年 3月 23日	文書番号	東農治第391号
施行日	平成 年 3月 25日	起案者	東部農林事務所治山課
処理期限	平成 年 月 日		治山課林地保全班
発信元文書番号			
公印	要		(電話:055-920-2173)

発信者 東部農林事務所長

受信者 [Redacted] (案-1) 交通基盤部長 (案-2)

件名 林地開発行為に係る是正措置について

決裁	[Redacted]					
合議						
公印承認	[Redacted]					

平成20年7月8日付け東農治第87号で許可した下記に係る林地開発行為について、許可条件どおり施工されていないため、別案-1により是正措置を講ずるよう通知する。
また別案-2により交通基盤部長あて報告する。

西証証明を郵送可。

記

- 1 申請者 [Redacted]
- 2 開発行為に係る森林の所在場所 熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted] 外1筆
- 3 開発行為に係る 1.9384ha



東農治第 号
平成 年 月 日

様

静岡県東部農林事務所長

印

林地開発行為に係る是正措置について（通知）

平成20年7月8日付け東農治第87号により許可した 熱海市伊豆山字嶽ヶ 外1筆 地内における林地開発行為については、許可条件どおりに施工されていないため、以下の内容について是正してください。

記

1 是正が必要な工事の内容

許可条件 2 に基づき、林地開発許可申請に記載されている内容どおりの施工を行うこと。

- (1) 下流へ土砂が流出しない位置に沈砂池を設置し、防災工事の完了確認を受けること。
- (2) 掘削法面勾配を是正し、早期緑化を図ること。
- (3) 盛土材料の木片等の異物を除去すること。

2 是正工事期限

平成 23 年 5 月 31 日（火）

3 その他

- (1) 是正に係る工事は、直ちに着手すること。
- (2) 是正に係る工事を完了した場合は、是正報告書を提出し、県の確認を受けること。
- (3) 工事を中断する場合には、「1 是正が必要な工事の内容」の事項を是正したうえで、「林地開発行為中止届」を提出すること。
- (4) 森林法施行細則第 6 条に基づき、毎年 3 月末、9 月末には「林地開発行為進ちょく状況報告書」を提出すること。

担当：治山課 林地保全班

電話：055-920-2173



東農治第 号
平成 年 月 日

交通基盤部長 様

東部農林事務所長

林地開発行為に係る是正措置について（報告）

このことについて、別紙（写し）のとおり通知したので報告します。

担当：治山課 林地保全班
電話：055-920-2173



静岡県知事 石川 嘉延



林地開発行為について（許可）

平成20年5月30日付けで申請のあった開発行為については、森林法（昭和26年法律249号）第10条の2の規定に基づき下記により許可します。

記

- | | | | |
|---|-----------------|---------------|-----|
| 1 | 開発行為にかかる森林の所在場所 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ | 外1筆 |
| 2 | 開発行為にかかる森林の面積 | 1. 9384ha | |
| 3 | 開発行為の目的 | 住宅団地の造成 | |
| 4 | 許可の条件 | 別記林地開発許可条件による | |
| 5 | 教示 | | |

(1) 異議申立て

この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、静岡県知事に対してすることができます。

(2) 処分の取消しの訴え

この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告（訴訟においては静岡県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過するとできなくなります。）なお、上記(1)の異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記(1)に変えて、処分の通知を受けた日から60日以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条第1項の規定により不服の裁定を申請することができます。また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

担当 東部農林事務所 治山課

電話 055-920-2173

(別記)

林 地 開 発 許 可 条 件

- 1 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 2 開発行為は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 3 防災工事を先行し、施行区域外へ土砂が流出しないよう十分配慮して工事を実施すること。
- 4 開発行為の途中において災害等が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、遅滞なく知事に届け出ること。
- 5 県の職員が、開発行為の施行状況に関する調査及び施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 6 事業の着手・完了・変更・中止・廃止・地位の承継・進ちょく状況報告等に際しては、森林法施行細則（平成12年静岡県規則第45号）に基づく手続きを行うこと。
- 7 残置森林等の維持管理を適切に行うこと。